

不発弾探査を希望される皆さまへ

本県においては、昭和49年に那覇市小禄で発生した不発弾爆発事故を契機に、国、県、市町村等が一体となって不発弾等の探査・発掘に係る各種事業を実施してきましたが、平成21年1月14日に糸満市において不発弾爆発事故が発生し、2人の重軽傷者を出す甚大な被害が発生しました。

県内に埋没している不発弾の早期処理を図るため、県では県民より不発弾探査の要望を受け付け、事業を実施しています。

1. 不発弾探査の申し込み方法

不発弾探査を希望される方は、お住まいの市町村等に申請書がありますので、必要事項を記入の上、「各市町村の防災担当課」へお申し込み下さい。 **(※個人の費用負担はありません)**

<不発弾探査箇所の条件>

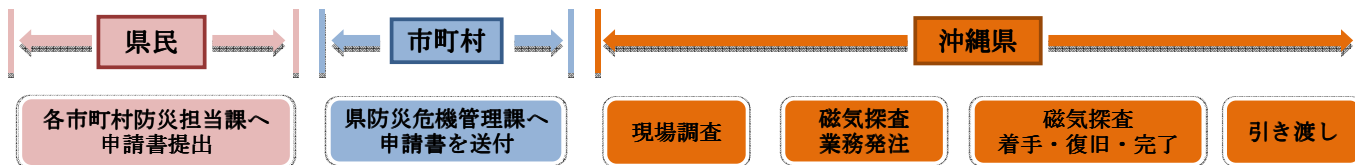
- ①探査予定箇所の面積が、原則として**100㎡**を超えること。
- ②不発弾が埋没している可能性が高い場合は、探査予定箇所の面積が**100㎡以下**でも受付は可能。
※戦後地域の不発弾を集めて埋めた等、埋没箇所が特定できる場合など。
- ③**地主及び小作人**が不発弾等探査・発掘に**同意**していること。

ただし、上記①～③の条件を満たしていても、下記の理由により探査が実施出来ない場合があります。

※1 不発弾等が埋没している可能性の高い地域を優先に、緊急性、各地域のバランス、人口密度、公共施設等への隣接等を考慮し、予算の範囲内で探査・発掘事業を実施するため、探査が実施できない場合もあります。

※2 公共工事予定箇所、地すべりの恐れのある土地、急傾斜の土地等の探査難渋箇所、近隣に住居等の構造物が存在する箇所(探査を実施した場合、構造物に影響を与える恐れがある場合)などについては、探査が実施できない場合もあります。

2. 不発弾探査の手順



お申し込みされてから、約1年程度で探査は終了します。

不発弾探査前



不発弾探査状況



不発弾探査後



発見された不発弾



問い合わせ先

手続きは難しくありませんので、気軽にお問い合わせ下さい。

窓口：沖縄県 知事公室 防災危機管理課 不発弾対策班

住所：沖縄県那覇市泉崎1-2-2 (県庁5階)

電話：098-866-2143 FAX：098-866-3204

対応時間：月曜日～金曜日(祝日除く) 午前8時30分～午後5時15分